

山口きらら博記念公園危機管理マニュアル

目 次

■共通対策編

| | |
|-------------------------|----|
| 第1 予防・事前対策 | 2 |
| 1 危機管理体制の整備及び職員等の役割 | 2 |
| 2 危機対応資機材等の確保、点検 | 2 |
| 3 施設・設備等の保守、点検、補修等 | 2 |
| 4 危機に関する情報の収集、分析等 | 2 |
| 5 関係機関との連携、連絡 | 3 |
| 6 訓練の実施等 | 3 |
| 7 大規模イベント等における危機管理計画の策定 | 3 |
| 第2 緊急・応急対策 | 4 |
| 1 対応の基本スキーム | 4 |
| 2 状況の把握等 | 4 |
| 3 通報、連絡等 | 4 |
| 4 避難誘導等 | 5 |
| 5 施設の保全措置等 | 5 |
| 6 被害状況の把握、記録等 | 5 |
| 7 閉園等の措置 | 5 |
| 8 被害状況の報告等 | 5 |
| 第3 復旧及び事後対策 | 6 |
| 1 原因調査 | |
| 2 復旧方法等の検討 | |
| 3 復旧事業等の実施 | |
| 4 再発防止等事後措置への反映 | |
| 別紙様式 | 7 |
| 別紙 1 | 9 |
| 別紙 2 | 10 |

■個別事案対策編

| | |
|----------------------------|----|
| 第1 災害対策(1-1 台風(強風)対応マニュアル) | 13 |
| 1 公園における台風被害 | 13 |
| 2 台風への事前対策 | 13 |
| 3 台風襲来時の対応 | 14 |
| 4 事後措置 | 14 |
| 別添1 「台風襲来事前対策チェック表」 | 16 |

危機管理マニュアル

共通対策編

予防・事前対策

1 危機管理体制の整備及び職員等の役割

- (1) 危機事案が発生、又は発生するおそれがある時は、公園管理事務所・企画運営課職員（以下「運営職員」という。）のほか、公園を主な勤務場所とする者（以下職員を合わせて、「職員等」という。）が協力して危機事案に対処するものとする。
- (2) 運営職員の中から「危機管理担当責任者」を選任する。危機管理担当責任者には、副支配人を充てる。危機管理担当責任者は、「防災業務担当者」を兼ねる。
- (3) 公園内に勤務する職員等の非常連絡網を整備し、非常連絡系統図を作成の上、職員等が閲覧できるようにする。また、運営職員等の異動等により連絡者、連絡先等に変動が生じた場合は、非常連絡系統図を速やかに変更する。なお、非常連絡系統図は、個人情報であり、各職員等において厳重な管理をする。
- (4) 運営職員は、危機事案の発生が事前に予測され、連絡体制をとるよう指示を受けた時は、可及的速やかに出勤できるよう連絡体制をとる。
- (5) 運営職員は、危機事案が発生した場合、及び発生危険性が高いとして、動員を指示された時は、やむを得ない事情がある場合を除いて、直ちに出勤する。なお、運営職員以外の職員等は、支配人の要請に基づいて、必要な危機事案への対応を行う。

2 危機対応資機材等の確保、点検

- (1) 消火器、非常電源の燃料、電池、担架、ロープ、浮き輪、AED、医薬品等非常時に使用する資材、器・機材を常時確保し、定期的に点検を行うとともに使用した場合は速やかに補充等を行う。
- (2) 消防防火設備、非常電源、非常放送設備、通信機器、立入禁止防護柵、各種注意等表示板、車両等危機事案の発生時に必要とする資材、機材等の点検を行い、異常がある場合は、速やかに改修する。

3 施設・設備等の保守、点検、補修等

- (1) 施設・設備の保守、点検に当たっては、幼児、高齢者、障がい者等危機事案の発生時に避難等において特に配慮を要する者の安全確保を図るこ

とに留意して実施する。なお、点検については、施設の利用状況等に応じて、始業、日常、定期及び強風、大雨の後等臨時に行う。

- (2) 点検において、必要なものについては、点検項目のチェックリストを作成する。
- (3) 公園利用者が使用する施設に異常が発見された場合は、直ちに使用中止の措置をとる。
- (4) 公園を管理、運営する上で必要な電気、上下水道等の施設、設備、通信・情報設備等についても、必要な点検を実施する。
- (5) 補修等が必要な施設、設備については、利用者に危険が及ぶおそれがある物から緊急、優先的に補修等を実施する。
- (6) 台風等事前にある程度予測が付く危機事案については、被害の発生、拡大防止のために必要な措置及び対応を行う。

4 危機に関する情報の収集、分析等

- (1) 危機に関する情報の把握
 - ア 気象情報の把握
テレビ、インターネット等により、台風、津波、洪水等の気象情報を迅速、的確に把握する。
 - イ 地域での危機関係情報の把握
新聞等により、盗難、放火等周辺地域で発生した事件、事故等について把握する。
 - ウ 他施設での危機事案の把握
他の公園等で発生した事故等の事案について把握する。
 - エ 本庁等関係機関からの情報入手
土木建築部都市計画課（以下同課のみをいう場合は、「本庁」という。）等関係機関からの情報を入手するとともに、地域等の情報のうち、必要な情報を提供する。

(2) 情報の報告

入手した危機に関する情報は、直ちに支配人に報告する。なお、情報については、時間、入手先、内容、対応経過とともに、記録する。

(3) 情報の分析

危機事案に関する情報を入手した場合は、当該事案の公園での発生の可能性、危険性、影響の有無等について所内で情報の分析を行う。

(4) 危機事案の記録の蓄積

公園内で発生した危機事案については、記録に留め、対応内容を含め事案毎に蓄積する。

(5) 来園者の状況の把握等

毎日の施設予約状況、来園者の状況等を把握し、危機事案の発生及び対応方法に配慮すること。

5 関係機関との連携、連絡

- (1) 平素より消防、警察、県関係機関等との連携、連絡を密にして、必要に応じて危機事案について、情報の交換や対策の協議を行う。
- (2) 緊急時の通報・連絡先を職員の見やすい場所に掲出する。

6 訓練の実施等

- (1) 新たに職員等として公園に勤務することになった者に対しては、施設の場所、危険箇所、対応方法等について、速やかに必要な実地研修を行う。
- (2) 職員等は、施設の場所、危機事案への対応方法等について、修得に努める。
- (3) 消防訓練については、関係機関との連携のもとに、年1回以上実施する。
- (4) 火災以外の危機事案についても、必要な訓練を実施する。
- (5) 火災以外の危機事案についての訓練方法としては、通報・連絡、図上(シュミレーション)、避難措置、応急救護措置等の単独、又は組み合わせによる訓練を行う。

7 大規模イベント等における危機管理計画の策定

- (1) 一日の参加者が3,000人を超える大規模な催し物や、重要な式典等の開催に伴い公園施設を使用する場合は、主催者から危機管理計画書を提出させる。
- (2) 危機管理計画書に盛り込む内容は、概ね次のとおりとする。
 - ア 危機管理責任者の氏名、連絡先(現場での連絡を含む)
 - イ 危機事案発生時の主催者側の連絡体制
 - ウ 危機事案発生時の主催者側の役割分担(指揮命令、救護、連絡・通報、避難誘導等)
 - エ 重大な危機事案が発生又は発生のおそれがある場合のイベント等の中止又は休止に係る判断基準
 - オ その他、当該イベント等の内容により発生が予想される危機事案への対応計画

- (3) 主催者側から危機管理計画書を提出させるに当

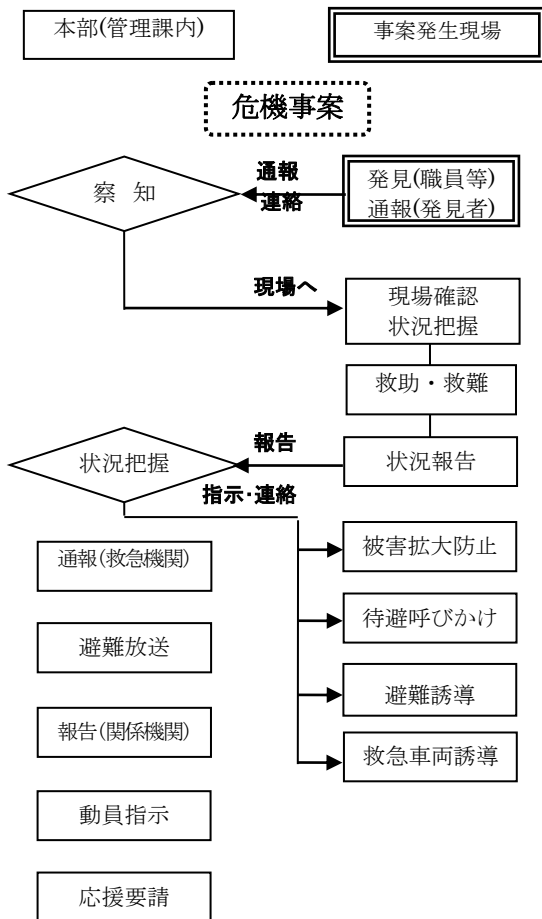
っては、公園管理事務所の危機管理体制等との整合性を持たせること。

- ア 避難経路、緊急車両の進入ルート、事務所の連絡先、消防防火設備、緊急放送などを教示し、周知する。
- イ 支配人が、公園施設を使用させることが危険と判断し、使用中止等の指示をした場合は、直ちにイベント等の中止又は休止等必要な措置をとることを確認させる。
- ウ イベント等の開催に伴って発生した危機事案については、イベント主催者側の責任で対応することを確認する。

緊急・応急対策

1 対応の基本スキーム

危機事案の発生に際しての初期対応については、概ね次による。しかしながら、発生した危機事案の種類、態様により対応内容や手順等が異なることもあるので、状況に応じた柔軟な対応を要する。



2 状況の把握等

(1) 危機事案発生の認知等

公園において、危機事案の発生を認知する方法として、

- ① 来園者からの通報
- ② 公園職員等の発見
- ③ 外部からの連絡・情報提供

がある。

なお、危機事案を認知した際に、救急機関(消防、警察)への通報が必要と判断された場合は、直ちに連絡する。

(2) 情報の報告

危機事案発生の情報を入手した職員等は、直ちに支配人他の職員等に報告する。なお、当該報告内容は、正確を期す必要はなく、発

生場所、把握した危機事案の内容で良い。

(3) 状況把握等の指示

報告を受けた支配人(支配人不在の時は、副支配人等)は、直ちに職員等に危機事案の確認等対応について、指示を行う。なお、この場合、支配人は危機事案の発生現場に赴く職員等と、事務所内において情報の収集、連絡、通報、必要な資機材の確保等に当たる職員等の役割を分担し、それぞれ指名する。

(4) 危機事案の確認等

ア 危機事案確認の指示を受けた職員等は、直ちに危機事案発生の現場に赴き、危機事案の状況を把握する。なお、この場合、自身に危険が及ぶ場合等においては、危険な状態が収まってから速やかに確認作業を行う。

イ 危機事案の確認に赴くに当たっては、無線機及び安全確保のための装備を携行及び装着する。

ウ 発生現場で危機事案の状況を確認した職員等は、直ちに状況を事務所内に報告するとともに、必要な対応について要請を行う。なお、現場に負傷者等要救援者がいる場合は、可能な範囲で救助、救命措置に当たる。

3 通報、連絡等

(1) 現場確認者は、状況により緊急機関(警察、消防)の対応が必要と判断した場合は、現場から直接「110番」及び「119番」に通報する。また、併せて状況及び緊急機関に出動を要請した旨、事務所内待機職員等に連絡する。なお、現場確認者は、自身に危険が及びおそれがない範囲で、現場に留まり、傷病者の介助、来園者の避難誘導、状況の把握等に当たる。

(2) 事務所内待機職員等は、1名以上の連絡要員を確保した上で、緊急車両の進入ルート確保、来園者の避難誘導等に当たる。

(3) 発生した危機管理事案の態様により、公園内で勤務中の職員等では対応困難な場合は、非常連絡網により勤務時間外の職員等の出動を求める。

(4) 重大な危機事案が発生した場合は、本庁に状況を速やかに報告する。なお、危機事案の拡大防止等対応が管理事務職員のみでは困難な場合は、本庁を通じて応援の要請を行う。

(5) 大規模なイベント等の開催に伴って生じた危機事案については、直ちにイベント等の主催者に連絡し、連携して対応する。

4 避難誘導等

- (1) 火災事故、津波、爆発、爆破予告、雷の発生等突発的に発生する危機事案に際しては、来園者等の安全を確保することを第一義的に避難の呼びかけ、誘導等を行う。
- (2) 避難の呼びかけとしては、それぞれの危機事案毎に作成したマニュアルに基づいて行うが、方法としては、非常放送設備による場内アナウンス、メガホン等によるものとする。
- (3) 車いす使用者、幼児等容易に避難出来ない者については、避難の介助、支援を行う。

5 施設の保全措置等

- (1) 貴重な物品等については、可能な範囲で持出し又は安全な場所へ移動する。
- (2) 施設等に破損が生じた場合で、放置すればさらに被害が拡大するおそれがある場合は、可能な範囲で必要な被害拡大防止のための補修、補強等を行う。
- (3) 薬物、細菌、ウィルス等に汚染された場合は、速やかに薬剤の散布等により、中和、消毒等を行う。なお、対策が不明の場合は、健康福祉センター等関係機関に連絡し、対策等の指示又は支援を受ける。

6 被害状況の把握、記録等

- (1) 危機事案に係る事態が一段落した時は、速やかに被害状況を把握し、記録する。
- (2) 被害状況の記録に当っては、文書による記録の他、必要な場合は、写真等により、可能な限り詳細に記録する。
- (3) 火災事故、第三者による加害事故・事件等の場合は、消防署、警察署等公的機関からの罹災証明等の発行を依頼する。
- (4) 速やかに被害金額(復旧額)等の算定(概算額)を行う。なお、施設被害の場合においては、必要に応じて業者に見積もりを依頼する。
- (5) 公園利用者等の負傷、所持品の被害等がある場合は、可能な限りそれらの状況を聞き取り調査し、記録する(別紙様式「来園者等の被害発生状況記録票」のとおり)。なお、公園管理上の管理瑕疵に起因して公園利用者等に被害が発生した可能性がある場合は、詳細に相手方が被った被害の状況や住所、氏名、連絡先等を把握する。
- (6) 公園管理上の管理瑕疵に起因して公園利用者等に被害が発生した可能性がある場合は、指定管理者代表企業の本部(保険担当部署)に速やかに連絡を行う。

7 閉園等の措置

- (1) 重大な施設被害等が発生した場合で、公園施設の安全な利用が困難と認められる場合は、安全が確保されるまで公園を閉園する。閉園を決定した場合は、本庁に報告するとともに、HPへの掲載、園内掲示等により利用者へ周知を図る。なお、閉園措置を解除する場合も同様とする。
- (2) 閉園を行った場合は、公園の各所入口に掲示して、来園した利用者へ周知する。
- (3) 閉園期間中に施設利用予約がなされている場合は、予約者に閉園を通知する。
- (4) 災害等における臨時の閉園等の措置及び対策は、別紙2「山口きらら博記念公園に係る臨時閉園等措置基準」による。

8 被害状況の報告等

- (1) 災害による被害、重大な事故、事件が発生した場合は、本庁に報告する。
- (2) 相当規模以上の施設被害が発生した場合、公園利用者等への重大な被害が発生した場合及び公園管理上の管理瑕疵に起因して公園利用者等に被害が生じたおそれがある場合は、本庁と予算措置及び対応について、速やかに協議を行い、必要な指示を仰ぐ。
- (3) 一部の施設に被害が発生した場合等においては、当該施設について復旧が完了し、安全が確認されるまでの間、使用を中止する。なお、この場合、当該施設の周囲に進入禁止の防護柵を設置し、使用中止の表示を行う等、利用者へ周知する。

復旧及び事後対策

1 原因調査

- (1) 危機事案が終了後、速やかに原因の調査を行う。原因の調査に当って、原因が容易に把握できない場合、又は再発防止のための方策が容易に見いだせない場合には、本庁と協議の上、専門の調査機関等に調査及び対策案の策定を委託する。
- (2) 事故又は事件に係る危機事案の場合は、必要に応じて消防、警察等関係公的機関に通報・連絡し、当該機関による原因調査等に協力する。

2 復旧方法等の検討

- (1) 施設等に被害を生じた場合は、原因の調査結果を踏まえ、復旧方法等を検討する。
- (2) 復旧方法等の検討において、相当の経費を必要とする場合、専門的、特殊な技術、技能等を必要とする場合は、本庁と協議の上、必要な関係機関の参加を得て、検討、協議を行う。

3 復旧事業等の実施

- (1) 復旧事業等の実施に当っては、再発防止の観点から十分な措置を講じる。
- (2) 復旧事業の実施に当っては、必要に応じて閉園、施設の使用中止等、来園者等に事故のないよう必要な措置を行う。

4 再発防止等事後措置への反映

- (1) 危機事案発生原因の調査結果を踏まえて、公園全体の管理・運営の観点から、再発防止対策を検討し、必要な措置を講じる。なお、予算上の制約等から直ちに措置が出来ない案件についても、課題として捉え、今後の対策、公園の管理・運営に反映する。
- (2) 危機事案への対応状況についての記録等を分析し、対応内容等について検証する。対応内容等について改善すべき事項等があれば、改善方法を策定する。
- (3) 対応内容等に変更を生じた場合は、「危機管理の手引き」、「危機管理マニュアル」等の改正を行うとともに、関係者、関係機関に周知する。

来園者等の被害発生状況記録票

記録者職・氏名 _____

記録年月日 _____

| | |
|--|-------------------------|
| 被害種別 | 1.身体的被害 2.金銭・物品被害 3.その他 |
| 原因種別 | 1.災害 2.事故 3.事件 4.その他 |
| 発生日時 | 平成 年 月 日() 時 分頃 |
| 認知日時 | 平成 年 月 日() 時 分頃 |
| 被害者 (※被害者が、児童の場合 は、保護者の氏名等) | 住所 |
| | 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 |
| | 連絡先 _____ |
| | ※保護者氏名・関係 _____ |
| 被害発生場所 (出来るだけ詳細に) | |
| 被害内容 (負傷の程度、被害金額等) | |
| 被害発生状況 | |
| 措置・対応状況 (救急車の要請、 搬送先病院名、 警察への通報、 職員等による応急措置等、 措置時刻) | |
| 原因 | |
| 報告 (本庁、その他関係機関、 時刻、方法) | |
| 事後対応の状況 | |
| その他参考 (被害者からの要請・要求等) | |

(記入要領)

○(本票の作成)

本票は、山口きらら博記念公園内で発生した災害、事故、事件等により来園者等(職員等業務での来園者を含む。)に身体、財産等に被害が発生(発生の有無が確認できない申立てを含む。)したとの申立て、報告、認知した場合に記録する。

○(記録者)

本票は、被害者又は関係者からの聞き取り、確認、対応において中心的な役割を果たした職員が記録する。

○(被害種別)

該当する番号を○で囲む。「3.その他」は、1.、2.に該当しない「精神的被害」、「名誉を損なわれた」等の被害をいう。

○(原因種別)

該当する番号を○で囲む。「4.その他」は、1.、2.、3.に該当しない「発病・発症」、「原因不明」のものをいう。

○(認知日時)

きらら未来創発パートナーズ職員が、最初に連絡を受けた、又は事実を認知した日時をいう。従って、被害発生後、時間を経て連絡等がなされた場合には、その連絡を受けた日時を記載する。

○(被害内容)

例えば、負傷の場合は、怪我の部位、症状、程度などを、財産的被害の場合は、金額、物品の種別、特徴等を記載する。

○(被害発生状況)

例えば、負傷の場合は、トリム綱渡りコースのアイランドウォークで、転落し、胸部を打った、フットサルの試合中、相手方の選手とぶつかって、右足首をくじいたなど、また、財産的被害の場合は、月の海東側のベンチにバックを置き忘れ、取りに帰ったら、紛失していたなど、できるだけ具体的に記載する。

○(措置・対応状況)

消防、警察への通報時刻、到着時刻、警察の現場検証内容、また、負傷事故等で職員等が手当等を行った場合はその概要、搬送先の病院等へ同行した場合は、その旨を記録する。

○(原因)

原因が明確でない場合は、「推定される。」と記載する。また、被害者と加害者がおり、双方の主張が異なる場合は、それぞれの主張の概要を記載する。○(報告)

都市計画課等に報告した場合は、時刻、報告を受けた者の職・氏名を記載する。

○(事後対応の状況)

事故が発生し、発生した場所の使用中止等の措置、被害者への状況等の説明等の対応を行った場合は、その旨を記録する。

○(その他)

被害者等から損害賠償請求、措置の要求、その他職員等の対応への苦情等があった場合は、その内容を記録する。

山口きらら博記念公園災害対策職員配備基準

1 防災業務担当者

防災業務担当者の指定

山口きらら博記念公園(以下「公園」という。)管理事務所における防災業務担当者には、副支配人の職にある者をもって充てる。

2 防災業務担当者の業務

防災業務担当者は、次の業務を処理する。

- ①毎年度当初において、震災時等の初動要員の連絡体制及び緊急時の連絡体制の整備に関すること。
- ②支配人の指示に基づき、災害発生時の職員の配備連絡に関すること。
- ③災害発生時の土木建築部都市計画課(以下同課のみをいう場合は、「本庁」という。)との連絡に関すること。

3 震災時等の初動要員

震災の発生時等において、徒歩、自転車により、概ね30分以内に公園に出動可能な職員は、初動要員となる。

4 職員の配備を要する場合

次の場合、支配人は職員に災害に備えるために配備を命じることがある。

- 台風が山口県に上陸ないし接近するとの予報が出され、かつ、公園利用者又は公園施設に被害発生のおそれがある場合
- 津波(大津波)警報が発令され、公園利用者又は公園施設に被害発生のおそれがある場合
- その他災害、事故及び事件により、公園利用者及び公園施設に被害発生のおそれがあるとして、支配人が配備を命じた場合

5 配備職員

災害等における職員の配備は次による。

(1)地震を除く災害等の場合

[平日の場合]

- 8時30分から22時15分までの間は、それぞれ所定の勤務に当たっている職員が配備に付く。なお、危機事案の態様により配備職員のみでは対応が困難と支配人が判断した場合は、職員が順次配備に付く。
- 22時15分以降引き続き配備を要する事態が生じた場合は、夜間警備に引継ぎ、緊急時には職員が出勤して対応する。

[休日の場合]

- 8時30分から22時15分までの間は、それぞれ所定の勤務に当たっている職員が配備に付く。なお、危機事案の態様により配備職員のみでは対応が困難と支配人が判断した場合は、職員が順次配備に付く。
- 22時15分以降引き続き配備を要する場合、夜間警備に引継ぎ、緊急時には職員が出勤して対応する。
- (2)地震の場合の自主参集
 - ア震度5弱以上の場合…初動要員(徒歩、自転車及びバイクで参集できる者)
 - イ 震度6弱以上の場合…全職員
- (3)大津波警報発令時の自主参集

大津波警報が発令された場合は、原則として全職員。但し、公園閉園の時間帯を除く。
- (4)被害の発生及び重大な事態の発生のおそれがある場合重大な人的被害及び公園施設等に大規模な被害が発生した場合並びに公園の維持管理及び運営に重大な支障を及ぼす事態が発生するおそれが生じた場合は、原則として全職員が参集する。

6 配備職員の用務

| 区分 | 主な用務 |
|------|---|
| 配備職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の救助、避難誘導等緊急措置(参集職員到着までの間の初動措置) ・状況及び情報の収集 ・状況の支配人への報告 ・可能な範囲(自身に被害が及ぶおそれがある場合は除く。)での被害防止措置及び被害状況の把握及び記録 ・被害状況の取りまとめ及び報告 |
| 参集職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・来園者等の避難誘導 ・救命・救急措置及び消防、警察等関係機関への通報 ・施設被害等の防止対策 ・被害状況の把握 ・応急復旧措置 |

7 その他

配備職員は災害等の発生に際しての参集に当たって、参集途中の安全性については自ら判断し、自己の安全確保に努めること。また、参集途中等に危険がある場合は、その危険が止むまで参集を見合わせる等適切に対処すること。なお、直ちに参集できない事情及び状況が発生した場合は、その旨を連絡すること。

山口きらら博記念公園に係る臨時閉園等措置基準

本件は、山口きらら博記念公園の来園者等の安全を確保するため、災害等公園の利用に危険が及ぶと判断される場合の、公園の臨時閉園及び公園施設の利用制限等の基準を定めるものである。なお、本件は一応の目安として定めるものであり、この基準以外の場合においても、利用者等の安全を阻害すると認められる場合は、臨時の閉園措置等必要な対策を講じるものとする。

1 措置の区分及び措置基準

| 措置区分 | 措置基準 | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|-------|-------|----|---|------|---|----|---|-------|--|----|---|
| 閉園 | (1)災害の発生及び発生のおそれがある場合で、次の基準に該当する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の区分</th> <th>措置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>震度5弱以上。但し、震度5弱未満の場合にあっても、施設の利用に危険が及ぶ被害が発生した場合を含む。 解除は、気象庁の発表する地震情報に基づき、今後震度4以上の余震の発生がないと認められ、かつ、施設の安全が確認された場合。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波警報が発令された場合。 解除は、警報が解除され、かつ、施設の全が確認された場合。</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>気象情報により当地域が台風等による暴風圏内(平均風速が概ね20m/sを超える)に入るおそれが大きい場合及び暴風警報が発令された場合 解除は、警報が解除され、かつ、施設の安全が確認された場合</td> </tr> <tr> <td>大雨・洪水</td> <td>大雨・洪水警報が発令され、かつ、きらら浜内の道路が冠水により通行不能になるおそれが発生した場合。 解除は、大雨・洪水警報が解除され、かつ、きらら浜内の道路の冠水のおそれがなくなった場合。</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>高潮警報が発令された場合で、潮位の上昇見込み等から、きらら浜への浸水のおそれがある場合。 解除は、高潮警報が解除され、かつ、施設の安全が確認された場合。</td> </tr> </tbody> </table> | 災害の区分 | 措置の基準 | 地震 | 震度5弱以上。但し、震度5弱未満の場合にあっても、施設の利用に危険が及ぶ被害が発生した場合を含む。 解除は、気象庁の発表する地震情報に基づき、今後震度4以上の余震の発生がないと認められ、かつ、施設の安全が確認された場合。 | 津波 | 津波警報が発令された場合。 解除は、警報が解除され、かつ、施設の全が確認された場合。 | 暴風 | 気象情報により当地域が台風等による暴風圏内(平均風速が概ね20m/sを超える)に入るおそれが大きい場合及び暴風警報が発令された場合 解除は、警報が解除され、かつ、施設の安全が確認された場合 | 大雨・洪水 | 大雨・洪水警報が発令され、かつ、きらら浜内の道路が冠水により通行不能になるおそれが発生した場合。 解除は、大雨・洪水警報が解除され、かつ、きらら浜内の道路の冠水のおそれがなくなった場合。 | 高潮 | 高潮警報が発令された場合で、潮位の上昇見込み等から、きらら浜への浸水のおそれがある場合。 解除は、高潮警報が解除され、かつ、施設の安全が確認された場合。 |
| 災害の区分 | 措置の基準 | | | | | | | | | | | | |
| 地震 | 震度5弱以上。但し、震度5弱未満の場合にあっても、施設の利用に危険が及ぶ被害が発生した場合を含む。 解除は、気象庁の発表する地震情報に基づき、今後震度4以上の余震の発生がないと認められ、かつ、施設の安全が確認された場合。 | | | | | | | | | | | | |
| 津波 | 津波警報が発令された場合。 解除は、警報が解除され、かつ、施設の全が確認された場合。 | | | | | | | | | | | | |
| 暴風 | 気象情報により当地域が台風等による暴風圏内(平均風速が概ね20m/sを超える)に入るおそれが大きい場合及び暴風警報が発令された場合 解除は、警報が解除され、かつ、施設の安全が確認された場合 | | | | | | | | | | | | |
| 大雨・洪水 | 大雨・洪水警報が発令され、かつ、きらら浜内の道路が冠水により通行不能になるおそれが発生した場合。 解除は、大雨・洪水警報が解除され、かつ、きらら浜内の道路の冠水のおそれがなくなった場合。 | | | | | | | | | | | | |
| 高潮 | 高潮警報が発令された場合で、潮位の上昇見込み等から、きらら浜への浸水のおそれがある場合。 解除は、高潮警報が解除され、かつ、施設の安全が確認された場合。 | | | | | | | | | | | | |
| | (2)事件、事故の発生及び発生のおそれがある場合で、次の基準に該当する場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>措置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災</td> <td>火災事故が発生した場合 解除は、火災事故の処理が完了し、消防の了解が得られた場合。</td> </tr> <tr> <td>爆破予告</td> <td>爆破予告がなされ、その</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 措置の基準 | 火災 | 火災事故が発生した場合 解除は、火災事故の処理が完了し、消防の了解が得られた場合。 | 爆破予告 | 爆破予告がなされ、その | | | | | | |
| 区分 | 措置の基準 | | | | | | | | | | | | |
| 火災 | 火災事故が発生した場合 解除は、火災事故の処理が完了し、消防の了解が得られた場合。 | | | | | | | | | | | | |
| 爆破予告 | 爆破予告がなされ、その | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-----------|-------------------------|---|
| | | 内容から実効の可能性が認められる場合 解除は、爆発物等が発見されず、警察との協議の結果、再開しても危険がないと認められる場合 |
| | | 感染力の強い伝染病が蔓延し、保健所等から閉園を要請された場合又は閉園が必要と判断した場合 解除は、伝染病の蔓延が収まり、保健所等との協議の結果、再開しても支障がないと判断した場合。 |
| | | 公園内又は地域において、重大な事件が発生し、警察等から閉園を要請された場合又は閉園が必要と判断した場合。 解除は、事件の捜査が終了し、警察との協議の結果、再開しても支障がないと判断された場合。 |
| | | 電気・水道施設・通信施設等の主要部分の故障等公園施設の利用に重大な支障を生じた場合 解除は、施設等の復旧が完了し、安全に施設等が提供できると判断された場合。 |
| 施設等使用禁止措置 | 多目的ドーム、水泳プール | <ul style="list-style-type: none"> 震度4以上の地震が発生し、安全が確認されるまでの間 爆破予告がなされ、調査の結果不審物等が発見されず、警察等と協議の結果、使用を再開しても危険がないと判断されるまでの間 異臭、危険物・不審物が発見された場合で、警察による捜査が終了し、警察等と協議の結果、使用を再開しても危険がないと判断されるまでの間 施設の大規模な破損、主要インフラの破損等が発生した場合は、復旧が完了し、安全な使用が可能になるまでの間 |
| | サッカー・ラグビー場、スポーツ広場、多目的広場 | <ul style="list-style-type: none"> 震度4以上の地震が発生し、安全が確認されるまでの間 暴風警報が発令された場合は、当該警報が解除され、施設の安全利用が確認されるまでの間 雷注意報が発令され、かつ近くで雷の発生が確認(雷鳴、稲妻の察知)された場合は、雷の発生が止むまでの間 |
| | ビーチバレー場 | <ul style="list-style-type: none"> 津波警報又は高潮警報が発令された場合は、警報が解除され、安全に利用できることが確認されるまでの間 |

| | |
|----------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 雷注意報が発令され、かつ近くで雷の発生が確認(雷鳴、稲妻の察知)された場合は、雷の発生が止むまでの間 |
| トリムの広場 太陽の丘 | <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上の地震が発生し、点検の結果、安全が確認されるまでの間 風が強く(概ね風速 5m/s以上を目安とする。)遊具等の安全な利用を確保できないと判断された時は、風が弱まり、安全な利用が確保できると認められるまでの間 雷が発生(雷鳴、稲妻の察知)した場合は、雷の発生が止むまでの間 綱渡りトリムコースについて、降雨、霧、露等により、器具の濡れた状況が発生した場合は、その状態が解消し、安全に利用できることが確認されるまでの間 遊具の破損等が発見された場合は、復旧により安全に使用できることが確認されるまでの間 |
| 月の海 | <ul style="list-style-type: none"> 海水浴については、監視員を配置し、遊泳を許可した期間及び時間以外は、全面的に遊泳を許可しない。但し、水泳競技等の主催者側において十分な監視体制のもとで競技として行う場合を除く。 津波注意報、波浪注意報及び高潮注意報のいずれか、又は2つ以上が発令された場合は、上記注意報が解除され、使用の安全が確認されるまでの間、海面及び波打ち際の砂浜の利用は禁止 海面に油膜又は危険物が漂着した場合は、それらを除去し、安全が確認されるまでの間、遊泳等海面の利用は禁止 波浪警報が発令された場合は、警報が解除され、安全が確認されるまでの間、海面及び波打ち際の砂浜への立ち入りを禁止 雷注意報が発令され、かつ、近くで雷の発生が確認(雷鳴、稲妻の察知)された場合は、雷の発生が止むまでの間 |

2 措置及び対応

| 事態の区分 | 対応内容 | |
|-------|----------|--|
| 地震の発生 | 震度 3 以上 | ◆施設点検(トリムの広場遊具) |
| | 震度 4 以上 | ◆施設点検(公園施設全般) |
| | 震度 5 弱以上 | <ul style="list-style-type: none"> ◆閉園(施設利用者退去後、各施設の閉鎖。駐車場入り口等に掲示) ◆施設利用者に施設内からの退去を指示(放送、ハンドマイク等) ◆土木建築部都市計画課(以下同課のみをいう場合は、「本庁」という。)への配備の連絡 ◆被害状況の調査・記録 ◆被害状況の報告(本庁) ◆応急復旧(応急的に被害拡大防止、二次災害防止対策) ◆災害復旧に係る本庁との協議 ◆閉園措置継続の要否の決定(危機管理対策会議) ◆利用に危険がないと判断されれば、開園(広報等) |
| | 津波注意報の発令 | <ul style="list-style-type: none"> ◆月の海(海面、砂浜)利用者に海周辺からの待避を指示(放送、ハンドマイク等) ◆津波のおそれなくなるまで、月の海及び砂浜(ビーチバレー場を含む)の利用禁止(放送、ハンドマイク等) ◆津波のおそれなくなれば、利用再開(放送) |
| 津波警報 | ◆閉園の発令 | |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ◆(津波の来襲までに時間的余裕が無い場合) 利用者等に月の海等海岸部及び低地から高所(ドーム、太陽の丘、星の丘、緑の丘)に避難を指示(放送、ハンドマイク等) (津波の来襲までに時間的余裕がある場合)利用者等に公園内からの退去を指示(放送、ハンドマイク等)並びに公園入口の閉鎖、閉園の表示掲出、施設利用予定者(施設利用予約者、来園予定者等)への連絡 ◆津波が収まった後(※2波、3波の来襲があるので、報道等の情報により、来襲がないことを確認)、被災者や取り残された者がいないか確認。(海岸部を含めて調査) ◆被災者の救助、救難及び消防、警察への通報 ◆被害状況の調査・記録 ◆被害状況の報告(本庁) ◆応急復旧(応急的な被害拡大防止、二次災害防止対策) ◆災害復旧に係る本庁との協議 ◆閉園措置継続の要否決定(危機管理対策会議) ◆利用に危険がないと判断されれば、開園(広報等) |
| 台風 の暴風域 に入る との予 報又は 暴風警 報の発 令 | <ul style="list-style-type: none"> ◆倒壊、飛散等による被害防止措置 ◆閉園…危機管理対策会議での協議に基づき決定 [利用者等に退去の指示(放送、ハンドマイク等で呼びかけ)、公園入口の閉鎖、閉園の表示掲出、施設利用予定者(施設利用予約者、来園予定者等)への連絡] ◆本庁へ配備の連絡 ◆被害状況の調査・記録 ◆被害状況の報告(本庁) ◆応急復旧(応急的な被害拡大防止、二次災害防止対策) ◆災害復旧に係る本庁との協議 ◆閉園措置継続の要否決定(危機管理対策会議) ◆利用に危険がないと判断されれば、開園(広報等) |
| 暴風・強風 | <ul style="list-style-type: none"> ◆(必要に応じて)倒壊、飛散等被害防止措置 ◆(必要に応じて)月の海(海面、波打ち際の砂浜)への立ち入り禁止措置。風及び波浪が収まり、安全が確認されれば、使用再開 ◆強風注意報が発令された時及び風が強く(概ね風速が5m/s以上を目安とする。)遊具等の安全な利用を確保できないと判断された時は、トリム広場遊具の使用禁止措置。風が弱まり、遊具の点検により安全が確認されれば、使用再開 ◆(状況に応じて)施設の安全点検の実施 |
| 大雨・洪水警報の発令 | <ul style="list-style-type: none"> ◆きさら浜地内の道路の冠水等により、通行不能になるおそれが生じた場合は、利用者等の退去を指示 ◆閉園(きさら浜地内の通行を含め、公園の安全な利用が確保できないおそれが生じた場合)…危機管理対策会議での協議に基づき決定 [利用者等に退去の指示(放送、ハンドマイク等で呼びかけ)公園入口の閉 |

| | | |
|-------|----------|--|
| 大雨・洪水 | | 鎖、閉園の表示掲出、施設利用予定者(施設利用予約者、来園予定者等)への連絡 ◆本庁への配備の連絡 ◆被害状況の調査・記録 ◆被害状況の報告(本庁) ◆応急復旧(応急的な被害拡大防止措置、二次災害防止措置) ◆災害復旧に係る本庁との協議 ◆閉園継続の要否決定(危機管理対策会議) ◆利用に危険がないと判断されれば、開園(広報等) |
| 高潮 | 高潮注意報の発令 | ◆月の海での遊泳禁止、砂浜からの待避、立入禁止を指示(放送、ハンドマイク等による呼びかけ)。ビーチバレーコートの使用については、潮汐の状況に応じて中止等の指示を行う。 |
| | 高潮警報の発令 | ◆月の海(海面、砂浜)及び周辺部利用者への待避指示(放送、ハンドマイク等による呼びかけ)及び立入禁止措置(通路の封鎖、表示等) |

個別事案対応編

第1 災害対策

第1-1 台風(強風)対応マニュアル

1 公園における台風被害

(1) 公園の位置的特性

当公園は海に接し、しかも周辺が平坦地であるとの位置的特性から、平常時においても風が強い。このことは、公園内にある樹木が傾いており、また、広葉樹の上端がほとんど枯れて、成長が悪いことから明らかである。風向きは、概ね、夏季は南ないし南東風、冬季は北ないし北西風が吹く。

(2) 公園における台風被害

ア 公園においては、これまで山口県に上陸ないし接近する台風があれば、ほぼ何らかの被害ないし影響を受けている。

イ 公園における台風被害の状況

| 発生年月日 | 台風番号 | 被害状況等 |
|----------|------|---|
| 16.9.7 | 18号 | 多目的ドームオクルスのトップライト(ガラス約130枚)破損、同スカイロール(4枚破断)、旧山口県館屋根・壁等破損、倒木(約1,500本)ほか。被害額約1億4千万円、最大瞬間風速69.4~72.6m/s(オクルス上部、推定値)。多目的ドームの復旧に約3ヶ月間を要し、その間閉館 |
| 16.10.20 | 23号 | 台風18号により被害を受けた多目的ドームオクルス応急復旧として上面を覆っていたテント膜の大半を破損 |
| 17.9.6 | 14号 | 倒木(約50本) |
| 18.9.17 | 13号 | 多目的ドームオクルスのスウィンドウ取付金具破損、カフェのドア破損、倒木(約1,000本)ほか |

2 台風への事前対策

台風への備えとしては、台風情報の的確な把握、連絡及び対応体制の整備及び被害防止ないし被害を最小限にするための対応が必要である。このための対策を以下により実施する。

(1) 台風情報の把握

ア 危機管理担当責任者(副支配人)は、台風発生の情報に接した場合、1日1回以上インターネット等により予想進路等の情報を把握する。

イ 危機管理担当責任者は、台風が山口県に上陸ないし接近するとの情報に接した場合

は、支配人及び関係職員等に周知する。

ウ 支配人及び関係職員等は、台風による公園の管理・運営への影響の有無及び対策について検討する。

(2) 危機管理対策会議等の開催

ア 支配人は、台風の予報進路、大きさ、強さ等により、公園施設等に相当の被害発生が予想される場合は、危機管理対策会議を招集する。

イ 危機管理対策会議においては、概ね次の事項を協議、決定する。

(ア) 台風情報についての共通認識

(イ) 公園利用者への対応…閉園措置の要否、利用予約者への対応

(ウ) 職員等の対応体制

(エ) 台風襲来事前対策の要否、対策内容の確認及び役割分担

(オ) 被害が発生した場合の応急復旧及び片づけ等に係る職員等の動員体制

(カ) その他対策、対応として必要な事項

(3) 事前対策

ア 台風襲来の危険性が高く、施設被害等の発生が予想される場合は、別添1「台風襲来事前対策チェック表」に掲げる措置及びその他必要な措置を実施する。

イ 台風襲来の危険性が高く、公園施設の利用に危険が伴う場合は、予想される風や波の強さ等に応じて次に掲げる措置を行う。

(ア) 相当の強い風が予想され、遊具等の使用に危険が予想される場合は、トリムの広場の遊具について使用禁止の措置(遊具の結束等)

(イ) 波浪が強く、高波が予想される場合は、「月の海」等海岸部への立入禁止措置を行う。

(ウ) 強い風等が予想され、公園施設の利用及び公園への立入りに危険が予想される場合は、閉園措置を行うとともに、公園利用者等に公園内からの待避を呼びかける。

(エ) 閉園措置を決定した期間に施設の利用予約が入っている場合は、予約者への利用中止の連絡を措置決定後、速やかに実施する。

(オ) 閉園措置等の公園利用者への周知は、看板の設置、公園内進入禁止措置、HPへの掲載により行う。

(カ) 職員等は、必要に応じて次の配備等の体制をとる。

- ・台風接近に伴う警報が発令された場合は、原則として職員(2名以上)による配備体制をとるものとするが、職員の安全管理上配置が困難である場合には、緊急連絡体制を整えた上で夜間警備を配置して対応する。緊急事態発生時には警備からの連絡を受け、ただちに職員が出動する。
- ・配備に付いた職員以外の職員等は、緊急時の出動に備えて、連絡体制をとる。

3 台風襲来時の対応

(1) 台風襲来時の対応

所長及び危機管理担当責任者は、台風が接近して風が強まり、強風による影響や被害発生のおそれが生じた場合は、職員等の安全の確保を前提に、状況の把握、関係機関等への状況報告、被害拡大防止のために必要かつ可能な対応を行う。

(2) 状況の把握

- 危機管理担当責任者又は指名された担当職員は、
- ア 県のホームページ、テレビ等により、台風情報の把握に努める。
 - イ 身体等に危険が及ばない範囲で、施設等への被害の有無について状況を把握する。
 - ウ 本庁及からの情報及び連絡事項を支配人及び副支配人へ報告する。

(3) 状況の報告等

本庁へ電話等により配備及び状況を報告する。

(4) 職員等の業務内容

台風襲来時の職員等の業務内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 本庁からの、連絡事項、情報等の支配人、副支配人等への報告
- イ 台風情報の把握
- ウ 自身に危険が及ばない範囲での可能な施設被害等の状況把握
- エ 支配人、副支配人への状況報告
- オ 施設等に被害が発生した場合は、自身への危険が及ばない範囲での被害拡大防止のための応急措置
- カ 支配人の指示に基づく、待機職員等の動員連絡
- キ 施設等被害、対応状況の経過記録
- ク 設備保全業務委託業者職員、夜間警備業務委託職員、植栽管理等業務委託職員等への必要な指示
- ケ その他支配人、副支配人の指示に基づく事項

(5) 時間外配備職員の業務

上記職員等の業務の内、状況把握及び支配人、副支配人等への報告業務を中心に可能な範囲の業務を行うこととし、施設被害の発生、拡大の

おそれが生じた場合は、支配人、副支配人の指示に基づいて、待機職員の動員等の連絡を行う。

4 事後措置

(1) 台風襲来後の対応

台風が遠ざかり、風が弱まわってから被害状況の把握・記録、報告、応急復旧、片付け、事後対策の検討、災害復旧対策及び対応措置の検証・見直しを行う。

(2) 被害状況の把握・記録

ア 被害状況の把握に当たっては、写真による記録、図面等への被害状況の記載等の方法により行う。なお、被害が広汎に及んでいる場合は、エリアを分け、班を編制してそれぞれのエリア毎に行う。

イ 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」による国庫負担事業として申請することがあるので、被害状況の記録に当たっては、被害の規模や状況が把握できるように必要に応じてポールやテープを当てるなど、綿密に漏れのないよう厳正に行う。

ウ 被害状況を把握後、土地、建物、工作物、設備及び樹木の種別毎に被害額(復旧のための概算額)を算定する。なお、被害額の算定に当たっては、必要に応じて業者に参考見積りを依頼する。

(3) 被害報告

ア 被害状況がまとまり次第、直ちに本庁に報告を行う。なお、県議会開催中である場合は、災害復旧予算案を追加上程される場合があるので、被害額(復旧のための概算額)等については、早急に取りまとめる。

イ 被害の状況及び程度によっては、本庁(知事、地域振興部長等)による視察等が行われる場合もあるので、その際には状況説明ができる資料等を作成する。

(4) 応急復旧及び片付け

ア 本庁と協議の上、応急復旧(又は復旧)及び後片付けに着手する。

イ 応急復旧(又は復旧)及び後かたづけが完了し、安全が確認されてから施設の供用を再開する。

ウ 応急復旧(又は復旧)及び後かたづけが完了後も、使用不能又は使用に危険性が残る施設がある場合は、当該施設の周囲を柵で囲み、立入禁止及び使用禁止の表示を行い、利用者に周知する。

(5) 閉園措置等の解除

ア 応急復旧、片付け及び危険箇所への措置等が完了した場合は、支配人及び関係職員により、施設全般の安全点検を行う。

イ 支配人は、施設の安全点検が終了し次第、

危機管理対策会議を召集し、安全点検の結果を踏まえ、来園者の安全及び施設の安全な利用が確保されると認められる場合は、閉園措置及び施設の使用休止措置を解除する。

ウ 閉園措置を解除した場合の利用者への周知は、ホームページと館内・館外掲示によって行う。

(6) 災害復旧

ア 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」による国庫負担事業として申請した場合は、国土交通省等による現地調査(災害査定)が行われることがあるので、土木建築部都市計画課等関係機関と協議、連絡をとりながら、指示に従って対応すること。

イ 災害復旧に係る経費(予算)が確保されれば、災害復旧事業に着手する。なお、災害復旧事業の実施に当っては、本庁と十分連絡、調整の上実施する。

ウ 災害復旧事業の実施に伴い、利用者の安全確保が困難である場合は、閉園措置を始め、一部施設の使用中止、立入り禁止区域の設定等利用者の事故防止措置を的確に行う。

(7) 対応措置の検証及び対応の見直し

ア 災害への対応が一段落した段階で、危機管理対策会議を開催し、災害への対応状況の検証を行い、対策について意見交換を行う。

イ 意見交換により、危機管理対策として必要なものは、危機管理マニュアル等に反映する。

別添1 「台風襲来事前対策チェック表」

台風襲来 事前対策チェック表

令和 年度 台風第 号 対応協議日時 月 日 時 分～

| 種別 | 対象物 | 対策内容 | 対策の要否・時期 | 担当者 | 対応チェック | 摘要 |
|----------|-----------------------------|----------------------------------|----------|-----|--------|----|
| 建物 | 多目的ドーム | ・アリーナエントランス出入口施錠 | | | | |
| | | ・自動ドア停止措置及びサイン掲示 | | | | |
| | | ・自動ドア揺れ防止装置 | | | | |
| | | ・窓等施錠(外風進入防止) | | | | |
| | | ・カフェ外部ドア等の目張り | | | | |
| | | ・自家発電用燃料(A重油)確保 | | | | |
| | トリム広場管理棟 | ・出入口ドア及び窓施錠 ・灰皿、空き缶等回収容器の室内格納 | | | | |
| | 休憩棟 | ・出入口ドア及び窓施錠 | | | | |
| | 運動施設管理棟 | ・出入口ドア及び窓施錠 | | | | |
| | | ・灰皿の室内格納 ・移動式ベンチ格納・固定 | | | | |
| | 海兵広場休憩棟 | ・出入口ドア及び窓施錠 ・空き缶等回収容器の室内格納 | | | | |
| | 連結倉庫1・3 | ・出入口ドア及び窓施錠 | | | | |
| | 倉庫棟2(旧健康福祉館) | ・出入口ドア及び窓施錠 | | | | |
| スポーツ広場倉庫 | ・出入口ドア施錠 | | | | | |
| | ・空き缶等回収容器の室内格納 | | | | | |
| リサイクルハウス | ・飛散物等の処置 | | | | | |
| 三次処理機械室 | ・出入口ドア及び窓施錠 | | | | | |
| 工作物等 | トリム広場遊具等 | ・ブランコ、ターザンロープの結束等 | | | | |
| | | ・コーン等の管理棟への格納 | | | | |
| | 東屋①～⑩ | ・灰皿を最寄りの管理棟等室内格納 | | | | |
| | サイン(固定式) | | | | | |
| | サイン(移動式) | ・(風の抵抗を小さくするため)倒す | | | | |
| | 椅子(木製) | | | | | |
| | 椅子(鉄製) | ・(風の抵抗を小さくするため)倒す | | | | |
| | 門扉(破損) | ・(破損のおそれがある場合は)門扉を開放し結束 | | | | |
| | 樹木 | ・(可能な範囲で)支柱こより補強 | | | | |
| | 外灯 | | | | | |
| | 屋外消火栓 | ・ロープで扉を結束 | | | | |
| | シェルター | ・(破損のおそれがある場合は)取し、室内格納 | | | | |
| | ビーチバレー場砂、ネット支柱 | | | | | |
| | フェンス | | | | | |
| | 駐輪場(中央) | ・自転車撤去 | | | | |
| | 駐輪場(東) | ・自転車撤去 | | | | |
| | いのちの池 | ・排水口チェック | | | | |
| | スポーツ広場夜間照明 | | | | | |
| | サッカー・ラグビー場夜間照明 | | | | | |
| | サッカー・ラグビー場得点板 | | | | | |
| | サッカー・ラグビー場観覧席 | | | | | |
| | サッカーゴール・ジュニア用 | B通路等室内格納 | | | | |
| | サッカーゴール一般 | B通路等室内格納 | | | | |
| | ソフトボール用バックネット | B通路等室内格納 | | | | |
| | ホッケーゴール | B通路等室内格納 | | | | |
| | 鉄柵 | | | | | |
| | 公用自転車 | メインエントランスへ格納 | | | | |
| 公用自動車 | サッカー・ラグビー場北管理用駐車場へ移動(バン・2t) | | | | | |
| その他 | 閉鎖サイン | 各出入口へサイン掲出 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |